

防府市文化教養講座運営要綱

令和6年7月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市文化振興課が主催する文化教養講座（以下「教養講座」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「教養講座」とは、体験や学習を通じて、歴史や文化等に関する興味や関心を高め、教養を深めることを目的に開催する講座をいう。

(開催場所)

第3条 教養講座を開催する場所は、次のとおりとする。

- (1) 防府市文化財郷土資料館
- (2) 本市内の文化財所在地
- (3) 防府市青少年科学館ソラール
- (4) その他市長が適当と認める場所

(受講対象者)

第4条 教養講座の受講対象者は、原則として、防府市内に在住、在勤又は在学する者とし、教養講座の内容によりその他の者を受講対象者とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、教養講座の内容により年齢等の制限を設けることができる。

3 受講対象者は、教養講座ごとに策定する開催要綱（以下「開催要綱」という。）においてこれを定める。

(最低開催人数)

第5条 教養講座は、教養講座の受講を希望する者（以下「受講希望者」）が3人以上いる場合に開催するものとする。ただし、教養講座の内容により、開催要綱においてこれを増減することができる。

(開催日及び開催時刻)

第6条 教養講座の開催日及び開催時刻は、受講しやすい日時を考慮

した上で、開催要綱においてこれを定める。

(定員)

第7条 教養講座の定員は、講師が受け入れられる人数や開催場所の収容人数等を考慮した上で、開催要綱においてこれを定める。

(受講手続き等)

第8条 受講希望者は、開催要綱において定める方法により、市長に申込まなければならない。

(受講者の決定)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは、原則として、申込みの先着順により、第7条に規定する定員に達するまでの者を受講者として決定する。

2 市長は、定員超過が見込まれる教養講座については、申込みのあった受講希望者の中から、抽選の方法により受講者を決定することができる。

3 前2項の受講者の決定方法については、開催要綱においてこれを定める。

(受講料の額)

第10条 受講料は、教養講座において使用する物品の原材料費、入館料等その他の必要経費（講師の謝礼及び旅費を除く。）を合算し、第7条に規定する定員で除して得られた金額の百円未満を切り捨てた額とする。

(受講料の納付)

第11条 受講者は、開催要綱で規定する受講料を定められた期日までに納付しなければならない。

(受講料の不還付)

第12条 開講以降の退講や欠席による受講料の払戻しはしない。ただし、次の各号に該当する場合は、市長はその全部又は一部を還付することができる。

(1) 受講者が、教養講座の開講の当日までに受講を辞退したとき。

(2) 市の都合により、教養講座が開催できなくなったとき。

(3) 開催する場所が閉鎖されるなど、不測の事態により、教養講座が開催できなくなったとき。

(謝礼等)

第13条 市長は、教養講座の講師に対し、謝礼を支出することができる。

2 前項の謝礼の額は、原則として1時間あたり4,000円とする。

3 市長は、謝礼の実例価格、内容の難易、履行期間の長短等を考慮して、1時間あたり4,000円から10,000円までの範囲内で、前項に定める謝礼の額を増減することができる。

4 市外講師については、「防府市旅費支給条例」の例により、旅費を支出することができる。

(受講決定の取消し)

第14条 市長は教養講座の受講者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受講者の受講決定を取り消すことができる。

(1) 受講開始前に受講料の納付をしなかったとき。

(2) 防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例第6条各号に該当するとき。

(3) 前号と同視できる事情があると認められるとき。

(事務局)

第15条 教養講座の事務は、文化スポーツ観光交流部文化振興課が行う。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。